

令和2年度に実施する調査

1. 基本精度管理調査(注1)

(1) 模擬排水試料

項目：一般項目等(COD、BOD、全窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素及びアンモニウム性窒素の6項目)

分析方法：「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年環境庁告示第64号)に規定されている方法により分析する。

選定理由：調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。アンケート調査においても実施に対する要望が多く、各項目について基準値及び測定方法が規定されている。

2. 高等精度管理調査(注1)

(1) 模擬水質試料(農薬)(注3)

詳細項目：シマジン、イソプロチオラン、フェノブカルブ及びフィプロニルの4項目

参照項目：アセタミプリド、クロチアニジン、ジノテフランの3項目

分析方法：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」、「要調査項目等調査マニュアル」に規定される方法に分析する。あるいは上記に加えて同等以上の方法を用いてもよい。

選定理由：調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。

(詳細項目)シマジンは環境基準項目であるが、近年(20年以内)に本調査の実施がなく、現時点においてどの程度の精度が担保されているのか不明であることから選定した。イソプロチオランは要監視項目であり、令和元年度の調査時のヒストグラムが低濃度側にテーリングしていることから選定した。フェノブカルブは要監視項目であり、優先評価化学物質のリスク評価(一次)において、リスクが高いと推計される地点が1104/3705流域と多数あることから選定した。フィプロニルについては、近年、そのリスクが懸念されていること、及び令和元年度調査において、他の農薬と比較して室間精度が大きく、ヒストグラムが二峰性やテーリングの傾向を示していたことから選定した。

(参照項目)ネオニコチノイド系農薬(アセタミプリド、クロチアニジン、ジノテフラン)については、近年、河川水、下水処理放流水、あるいは人尿から検出されており、そのリスクが懸念されていることから、令和元年度に引き続き選定した。

(2) 模擬大気試料(PM2.5の模擬分解液)(無機元素)(注3)

詳細項目：ニッケル(Ni)、亜鉛(Zn)、鉄(Fe)、鉛(Pb)、アルミニウム(Al)

参照項目：マンガン(Mn)、銅(Cu)、カルシウム(Ca)、ナトリウム(Na)、カリウム(K)

分析方法：ICP質量分析法(ICP-MS法)により分析する。

選定理由：PM2.5対策のためには発生源寄与割合等を把握することが重要であり、PM2.5成分の測定結果を用いた発生源解析が有効である。特に対策の対象となる人為起源の発生源寄与割合の推定精度を高めるには、人為起源の発生源の指標となる元素の測定精度の向上が必要であることから選定した。今回の調査では、よりリスクが大きいと想定される物質を詳細項目とし、それ以外の物質を参照項目とした。

- (注1) 「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が確立されている測定項目に対する調査、「高等精度管理調査」とは、基準値、公的な分析方法等が確立されていない（又は規定されて間もない）又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。
具体的には、環境測定分析機関において分析の頻度が高い項目等を中心とした試料を優先的に実施する基本精度管理調査（1試料）、公定法の策定等を目的として試料を選定し実施する高等精度管理調査（1試料）、前年度の調査結果を踏まえた追跡調査を実施する必要がある場合又は緊急に調査を行う必要がある場合等において追加して実施する調査（1試料）としている。
- (注2) 平成28年度環境測定分析検討会において策定した「今後の環境測定分析統一精度管理調査のあり方について」（平成28年度5月23日）による。
- (注3) 参照項目については、分析条件等の調査はせず、分析結果の報告のみとする。